

放送番組収集基準

公益財団法人 放送番組センター

放送は、現代における最も身近なメディアのひとつとして人々の生活に深く関わり、報道、娯楽、教育、教養など多様な社会的役割を果たしている。そこにおいて日々送り出されるさまざまなジャンルの放送番組は、映像と音声による創作あるいは表現として作品的価値を持ったものも多く、また時代の文化やライフスタイルの変化から地球規模での自然と人間の営みまでの記録として貴重な価値を有する。

放送番組センター（以下、当センターという。）は、これらの放送番組を、

- 1、放送における編集および表現の自由
- 2、人権およびプライバシーの尊重
- 3、著作権の尊重

に留意しつつ、次に定める収集基準に基づいて恒久的に収集、保存し、それらを公衆の視聴に供することにより公共的な活用をはかる。

1. テレビ番組

下記の基準に該当する日本放送協会、一般放送事業者、放送大学学園のテレビ番組で、番組保存委員会が選定したもの。

1. 国内および海外の賞を受けた番組
2. 高視聴率、視聴者の反響など話題を集めた番組
3. 表現技法、制作技術などにおいて新しいジャンルを開拓した番組
4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として価値のある番組
5. 地球環境や人権、社会の多様性についてグローバルな視野を持つ価値のある番組
6. 芸術、科学、伝統文化などの記録として価値のある番組
7. 長期間継続して放送された番組
8. 各社が当センターにおける保存・公開を希望した番組
9. その他、放送史の記録として適当と認められる番組

—註—

- ① ニュースおよびその関連番組は、収集基準の4、5、9に該当するものを収集対象とする。
- ② 保存番組に付随する資料も収集対象とする。
- ③ 劇場用映画および外国制作番組は、原則として、収集の対象外とする。

2. ラジオ番組

下記の基準に該当する日本放送協会、一般放送事業者、放送大学学園のラジオ番組で、番組保存委員会が選定したもの。

1. 国内および海外の賞を受けた番組
2. 聴取者の反響、評価などにおいて話題を集めた番組

3. 表現技法、制作技術などにおいて新しいジャンルを開拓した番組
4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として価値のある番組
5. 地球環境や人権、社会の多様性についてグローバルな視野を持つ価値のある番組
6. 芸術、科学、伝統文化などの記録として価値のある番組
7. 音楽の記録として価値のある番組
8. 話し言葉、話術、話芸などの記録として価値のある番組
9. 長期間継続して放送された番組
10. 各社が当センターにおける保存・公開を希望した番組
11. その他、放送史の記録として適当と認められる番組

－註－

- ① ニュースおよびその関連番組は、収集基準の4、5、11に該当するものを収集対象とする。
- ② 保存番組に付随する資料も収集対象とする。

3. CM

下記の基準に該当する一般放送事業者が放送したラジオ、テレビのCMで番組保存委員会を選定したもの。

1. 国内および海外の賞を受けたCM
2. 優れた広告表現のCM
3. 広告対象、キャラクターなどにおいて話題となったCM
4. 時代の風俗、流行などに影響を与えたCM
5. 社会事象、世相などを反映しているCM
6. 放送史あるいは広告史の記録として適当と認められるCM

平成3年10月25日制定

平成5年5月26日改定

平成12年3月17日改定

平成24年5月31日改定

2023年10月30日改定／2024年4月1日施行